

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします ～なぜ、4つの特別区なの?～



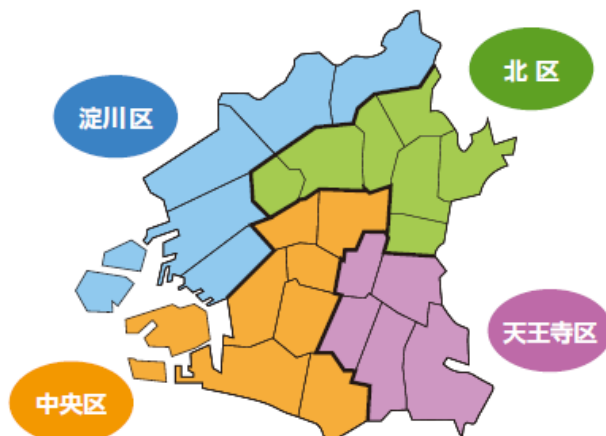
大阪市長 松井一郎

これからの行政は、地域の実情を見て、意見を聴き、施策を実行するニア・イズ・ベターがますます重要になります。

その実現には、今の大阪市は規模が大きすぎます。

特別区制度では、大阪市をなくし、4つの特別区を設置し、きめ細やかなサービスを提供することをめざしています。

特別区の名称・区域



Q なぜ、4つの特別区なの? 24特別区じゃだめなの?

A 特別区が基礎自治体として、住民に身近な行政サービスを安定的に提供するには、それに見合う組織体制と財政基盤の安定が必要です。

区の数が多くなれば、必要なコストが増えるため、どの程度の区数なら財政運営が可能かをふまえる必要があります。

こうした観点から、大都市制度(特別区設置)協議会で、4区案と6区案が比較検討され、財政運営が可能で、区間の人口規模や財政バランスのとれた4区としています。



Q なぜ、4つの市じゃだめなの?

A 大阪府と大阪市では、広域機能と基礎自治機能の役割分担の徹底をめざしています。特別区制度では、広域的な事務は大阪府に一元化し、住民に身近な事務は特別区が担い、役割分担が明確になります。また、各特別区が必要なサービスを提供できる財源の配分が可能となります。

Q 今の区役所はどうなるの?

A 特別区設置後も、今の区役所で、住民票や戸籍、国民健康保険などの窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援など住民に身近なサービスを引き続きご利用いただけます。

特別区制度がめざすもの

✓ 大阪のさらなる成長

広域機能を大阪府に一元化し
二重行政を制度的に解消

✓ 住民に身近なサービスの充実

住民に選ばれた区長・区議会が
地域の実情に応じた住民サービスを展開

- ◆ 特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
- ◆ 特別区設置に必要な事項を記載した協定書については、今後、大阪府・大阪市の両議会で審議されます。

問い合わせ ▶ 副首都推進局問い合わせ担当

☎ 6208-8989

FAX 6202-9355

特別区制度
についてはこちら ▶

大阪市 特別区 目次

検索

